

サレニ付秘窓ニセシレ後旨附言シ會見十五分間ニシテ遊
出セリ(本條項書ハ五月二日出在在所ニ掲ホセリ)

掲示

- 一 今回ノ解雇者ニ後職トシテ之を再採用得たるも將來迄也と
認むるト至リたる者あるト再採用することあるべし
- 二 罷業中ノ缺勤は普通缺勤ノ取扱を為シ然レテ之を支給せざ
るも備員全般ト對シテ之の際ニ支給慰問トシテ金一封宛を
贈與すべし
- 三 今期花季手當日四月一日ヨリ十九日迄皆勤したる者ト
對シても之を支給すべし
- 四 今回ノ事故下致ク今日迄ノ所為に對シテは今後解僱者
を出さざるべし

昭和五年五月二日 東京 電氣局

(川) 五月二日事故調査部ニ於テハ新聞社ヨリ電話ニテ當局ニ
於テ發表シタル解僱條件内容ノ通知ヲ受ケタルヨリ一應
當局ヲ訪問ノ上正式回答ヲ受ケタル後實行委員會ヲ開催
協議スルコトトシテ藤田 山下 熊本其他執行委員及實
行委員並解雇者等約四十名ハ午後一時十分電氣局ヲ訪
問シ理事者ニ會見ヲ求メタルニ電氣局側ニテハ首腦部以
外ノ者ニ對シテハ面會ヲ拒絶シタリ
依テ藤田 山下 熊本ノ三名ハ電氣局長ニ會見ヲ申込ミ
タルニ不在ノ為他ノ一同ト共ニ更ニ市役所ニ市長ヲ訪問
面會ヲ求メタルカニ亦不在ノ為田中助役代リテ會見セリ
先ハ藤田ヨリ只今朝日新聞編輯ヲ見タルニ市長ハ辭表ヲ
提出セル模様ナルニ今回ノ市電爭議未タ解決セサルニ辭
表セラルハハ甚タ遺憾トスル所ナリ又電氣局ニ於テハ各
ニ回答スルニ先チ新聞社ニ發表シタルハ如何ナル理ナリ